

## 特定災害枠入学料免除申請要項

新潟大学

下記の災害（特定災害）により被害を受けた世帯の学生に対して、入学料免除（以下「特定災害枠入学料免除」という。）を行います。選考の上、入学料の半額または全額を免除することがあります。

### 1. 対象者

令和6年度に入学した本学学生（非正規学生を除く）のうち、以下の①及び②～⑤のいずれかに該当する者

- |  |
|--|
| ① 以下のいずれかの災害により被害を受け、市町村等の発行する「罹災証明書」が提出できる者。 <ul style="list-style-type: none"><li>・東日本大震災</li><li>・平成二十八年熊本地震</li><li>・平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害</li><li>・平成三十年北海道胆振東部地震</li><li>・令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</li><li>・令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</li></ul> |
| ② ①の災害により、自身または主たる学資負担者の居宅または自営店舗が損壊する被害を受けた者。ただし、罹災証明書にて「半壊」以上の認定を受けた場合に限る。<br>※「準半壊」、「一部損壊」は対象になりません。  |
| ③ ①の災害により、主たる学資負担者が死亡した、または申請時点において行方不明である者。   |
| ④ ①の災害により、主たる学資負担者の勤務または自営する企業等が休廃業等となり、収入・所得が災害発生前を大きく下回った者。  |
| ⑤ ①の災害により、自身または主たる学資負担者の居住地が警戒区域または計画的避難区域に指定され、避難を余儀なくされた者。   |

### 2. 申請手続

次の書類を所定の入学手続期間内に、入学手続書類と一緒に提出してください。提出先は入学手続案内等で確認願います。

①	入学料免除申請書（別記様式第1号）
②	提出書類確認票
③	家庭調書及び別紙「入学料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」に記載のある各種証明書類

### 3. 入学料の免除の額

『1. 対象者』の要件を満たす限りにおいて**半額免除**とします。家計基準に照らし、全額免除相当となる場合は、全額免除が適用されます。

### 4. 結果通知

免除等の結果は、令和6年12月中旬頃に学務情報システムで通知する予定です。不採用または半額免除の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので十分ご注意ください。

### 5. 留意事項

(1)	学部学生（私費外国人留学生を除く）で、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）に申請した者（日本学生支援機構給付奨学金に申請した者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度の採用が【第Ⅰ区分（全額免除）】で決定している者は特定災害枠入学料免除に申請することはできません。</li> <li>・新制度の採用が【第Ⅱ区分（2/3免除）】または【第Ⅲ区分（1/3免除）】、【第Ⅳ区分（1/4免除）】で決定している者、または新制度に申請中で採用が決定していない者は申請可能です（<u>特定災害枠入学料免除と新制度とを比較して免除額が高い方の結果を適用</u>）。ただし、新制度に申請中の者が【第Ⅰ区分（全額免除）】の決定を受けた場合は、特定災害枠入学料免除を受けることができません。</li> </ul>
(2)	学部学生（私費外国人留学生を除く）で、申請から書類提出期間満了までの間に新制度の採用が【第Ⅱ区分（2/3免除）】または【第Ⅲ区分（1/3免除）】、【第Ⅳ区分（1/4免除）】で決定し、入学料の納入について通知を受けた者	通知の内容のとおり入学料を納入してください。特定災害枠入学料免除の結果が新制度による入学料免除の結果を上回った場合は、その差額分を還付（返金）します。
(3)	(1)(2)以外の者で、入学手続時に入学料免除・徴収猶予申請を行い入学料未納の者	特定災害枠入学料免除の対象者の要件を満たす場合は、改めて申請を行うことができます。ただし、申請書類を確認した結果、特定災害枠入学料免除の対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、通常の入学料免除・徴収猶予の申請者として取り扱います。
(4)	申請書類受理後、記載内容や添付書類の内容についての確認のため、大学から連絡することがありますので、自身で罹災状況等をよく把握しておいてください。また、書類の追加提出を求められることがあります。電話やメールで連絡を受けた場合は指示に従ってください。	
(5)	「特定災害枠授業料免除（令和6年度後期）」に申請する場合は、「特定災害枠入学料免除」の申請必要書類を一部省略することができます。詳細は【特定災害枠-3】を確認してください。	

## 6. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。



<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>